

2019年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者数も増加傾向にあります。介護保険制度の適

切な運営には、被保険者の皆さんに収めていただく保険料は、重要な財源となっています。

そうした中、大口町では、第2期から低所得者層の負担軽減策として、国の基準とは異なる公費負担による軽減を図る一方、高所得者層年間の合計所得金額が1千万円以上の区分を設けるなど、できる限り、能力に応じた負担をお願いしています。

なお、大口町の介護保険料基準額(第7期)は、月額 4,041 円であり、全国的に見ても低額となっています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

大口町介護保険特別給付では、介護用品の購入と在宅サービス利用支援費を支給しています。在宅サービス利用支援費については、住民税非課税世帯の方のデイサービス等利用時における食事代の一部を支援しています。

また通所型サービスC事業については、保険料段階に応じた利用料となっており、第1段階の方は自己負担額なし(0円)にてご利用ができます。

### ★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】

看護師や介護福祉士、介護支援専門員等の資格を持つ職員をはじめ、国や県が実施する研修において知識や経験を積んだ職員を配置しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】

大口町において、実績はありません。

また、本制度は、単に「生活支援」の回数制限をするものではないと考えております。サービス利用者の状況を鑑みながら、ケアマネジャーや訪問介護サービス事業所と課題を共有し、支援回数も含め、サービスの必要性を検討すべきと考えます。

### (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

大口町内の介護保険施設として、認知症対応型生活共同生活介護(9床/ユニット×2施設)の他、特別養護老人ホーム1施設(80床)、老人保健施設1施設(118床)、その他有料老人ホームについては、4施設(339床)あります。

現状において、早急に整備を要する状況でないことから、第7期介護保険計画においても新たな施設整備計画はありません。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。

**【回答】**

要介護認定者の状況に応じ、特例入所の可否を判断すべきと考えます。

特別養護老人ホームの既入所者が、要介護認定の更新により、要介護1、2となった場合には、入所先施設からの相談に応じ、状況確認をするとともに、特例入所の可否を決定しています。

**★(4)総合事業について**

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

**【回答】**

大口町では、平成29年4月から総合事業を開始しました。地域包括支援センターと連携を図り、生活機能チェックリストやアセスメントの記録をもとに、個人に合ったサービスをご利用いただいています。

平成29年度は、介護予防の訪問・通所介護をみなしとして継続させ、従前の運用をしました。平成30年度以降は、これまで介護予防事業として実施してきた教室を通所型サービスC事業とし、町内のリハビリテーション専門職の指導をいただきながら、引き続き、介護予防事業の一つとして実施しています。通所型サービスA事業については、自立支援に向けた『ミニデイサービス』として、3事業所と連携しながら進めています。

その他、地域における介護予防教室やサロン、集いの場も賑わいを見せており、事業の拡充を目指し、地域住民との意見交換の場として『まちづくり座談会』を実施しています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

**【回答】**

総合事業については、手探りで進めている状況は否めませんが、関係する介護事業所をはじめ、地域包括支援センターの職員とともに、同職種間における情報共有、意見交換の場として、それぞれ『訪問系サービス事業者連絡会』『通所系サービス事業者連絡会』『介護支援専門員連絡会』を実施し、よりよい事業運営に努めてまいります。

総合事業の運営状況や利用者の皆様のご意見を踏まえ、今後の展開をイメージしていきます。

**(5)高齢者福祉施策の充実について**

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**【回答】**

平成23年度から高齢者の地域見守り支え合いのしくみづくりを進め、現在では、町内の各地区において、サロン活動や介護予防教室等が行われています。

地域のサロン活動等への支援については、社会福祉協議会からは、立ち上げに必要な備品購入のための費用をはじめ、運営費用や会食会の助成があります。大口町からは、集会施設のバリアフリー化等を改修費や備品購入費、また事業費の一部を助成する制度もあります。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】

本町では、健康づくりや介護予防は地域づくりの取り組みの一つであると考え、地域住民との意見交換の場として、事業の実現に向けて、『まちづくり座談会』を実施しています。地域からの求めに応じ、講師として専門職を派遣するなど、ソフト面からの支援も行っています。

今後ますます必要とされる『住民主体によるサービス』の実施にあたっては、総合事業への位置づけに伴って想定される事業のあり方(委託や助成等)についても検討する必要があると認識しており、制度設計は、地域住民の皆さんと一緒に進めていく予定です。地域包括支援センターを中心に各種サービス事業所のスタッフと進めている『介護予防推進検討会』においては、地域内の理学療法士の先生をお招きし、定期的に意見交換して、介護保険制度の原則である『自立支援を促す』サービスのあり方について、検討を進めています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費については、既に、受領委任払いを実施しており、福祉用具については、受領委任払いができる方向で検討を進めています。

高額介護サービスについては、当面受領委任払い制度を実施する予定はありません。

#### ★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】

サービス提供事業者と連携して取り組むべき事項であることは認識しております。本町並びに近隣市町と実施する『就職フェア』等においては、介護事業所に対し、積極的な参加を呼びかけています。

また、若い世代に対し『介護の魅力』を発信する取り組みの一つとして、町内の介護事業所において、中学生の職場体験の受け入れを行っています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

**【回答】**

現段階においては、検討に至っておりません。

- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

**【回答】**

事故が起きた場合には、速やかに報告書の提出を求めるとともに、その状況を聴き取りし、今後の対策を共有しています。また、認知症対応型生活共同生活介護事業所については、2か月に1回開催される『運営推進会議』において、利用者の状況や職員体制も含め、運営方法について、関係者に対し情報共有するとともに、必要に応じて、適格なアドバイスをいただいております。

**★(7)障害者控除の認定について**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

**【回答】**

税務署の指針に基づき、適正な判断を行っています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

**【回答】**

平成27年4月より、対象となる要介護認定者については、介護認定審査会の結果通知と併せ、個別送付しています。

**2. 国保の改善について**

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

**【回答】**

本町では、平成23年度以降、税率改正を行わず低い税率を維持してきました。平成30年度に国保制度改正がなされ、国保財政の健全化を図るため、赤字補填を目的とする一般会計からの繰り入れは削減・解消するよう求められており、不足する財源を確保するためにも、税率等の改正が不可欠な状況です。

なお、税率改正による被保険者の過度な負担を抑制するため、財政状況に応じて、必要な財政調整基金の取崩し及び法定外繰入を町の激変緩和策として行っています。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

**【回答】**

平成30年度納付金算定の折に検討しましたが、国保財政の状況を鑑み、現状での実施は困難と判断しました。課題認識はあり、子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度について、町村会等を通じ国に要望していきます。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

**【回答】**

被保険者から減免の相談があったときは、個々の状況を聴きとり、状況に応じて生活支援や生活保護等、関係機関の制度利用を含めて対応しています。所得だけでは、その方の担税力を判断できず、安易な要件拡大は税負担の公平性を欠く恐れもあることから、現段階では、現行基準を継続したいと考えています。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

**【回答】**

資格証明書の発行については、特別な事情がないにも関わらず、長期に保険税を滞納している方との面談機会を増やし、納税相談等を行うために必要なものと考えています。保険税の分納をしている滞納者世帯には、正規の保険証が交付できるよう納税相談を行っています。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

**【回答】**

生活実態については、納税相談を通じて、その把握に努めています。差押えは、事前に保険税の納付を促していますが、それに応じていただけない場合のみ、法律の規定に基づき行っています。短期保険証の発行については、定期的に分納していただいている方には、6か月の保険証を交付しています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**【回答】**

一部負担金の減免については、過去1年以内に世帯主又は国民健康保険加入者が風水害や火災により損失を受けた場合や、病気や失業により収入が減少した時に、緊急一時的な措置として、減免できる制度を設けています。平成24年8月からは、前述の用件に該当した場合の収入判定を生活保護基準の1.3倍以下とした規定を設けました。制度の周知については、ホームページにより行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

**【回答】**

現在は、高額療養費の支給対象者に個別に通知し、一定期間経過後、未申請の方に対して、再勧奨を行っています。申請手続の簡素化については、県が定める取り扱い基準に基づき、実施に向けた検討・準備を進めていこうと考えています。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

#### 【回答】

本町における差押の執行に当たっては、滞納者の生活状況や財産調査はもちろん、世帯構成等も視野に入れながら、十分に精査したうえで執行の可否を決定しております。

当然、執行の際にも、差押禁止財産の差し押さえは行わないこととしており、十分な財産調査等を経たうえで、他の納税者との公平を確保するために、適正に差押を執行しております。

また、納税の緩和措置についても、執行猶予や換価の猶予、滞納処分の執行停止はもちろん、任意分納や減免制度の案内を行い、十分な折衝を実施する中で個々の実情を踏まえつつ、住民自らが納税する意思を再確認できるように努めながら、滞納整理方針を個別に定め対応しております。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

#### 【回答】

大口町における生活保護の相談・申請につきましては、愛知県尾張福祉事務所が所管となります。生活保護に関する相談・申請があった場合には、速やかに愛知県尾張福祉事務所へ連絡を行う形で対応しております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

#### 【回答】

愛知県尾張福祉事務所へ要望してまいります。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

#### 【回答】

過誤払いに関する事務につきましては、愛知県尾張福祉事務所が実施しておりますが、利用者との話し合いの上、了解のもと、返還行為を行っているものと聞いております。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

#### 【回答】

資産調査につきましては、愛知県尾張福祉事務所が実施しておりますが、生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査ではなく、申請者それぞれの状況に応じた形で実施しているものと聞いております。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助

成を行ってください。

**【回答】**

エアコンの購入費用につきましては、昨年4月1日以降に生活保護決定を受け、決定後、初めて熱中症予防が必要となる時期を迎えるにあたり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施期間が認めたときに限り、支給することが認められておりますが、この要件を満たしていない方につきましては、支給が認められておりません。記録的な猛暑が原因による熱中症などの健康被害を防ぐためにも、電気代の助成も含め、国に対し、尾張福祉事務所を通じて運用の改善を要望してまいりたいと考えております。

## 5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**【回答】**

福祉医療制度については、子ども、高齢者、精神障がい者の医療について、県の補助範囲より拡充しており、当面は、現行制度を維持していく予定です。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**【回答】**

子ども医療の入・通院助成は、15歳の年度末まで現物給付をしており、毎年その助成額は増加しています。財政面からこれ以上の拡大は困難な状況ですので、18歳年度末までの拡大は考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**【回答】**

平成23年7月診療分から精神障害保健福祉手帳1、2級所持者の方には、入院・通院ともに全疾病を対象としています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

**【回答】**

妊産婦医療費助成制度の創設については、現在のところ考えておりません。

## 6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

**【回答】**

本町は、大規模都市とは異なり、人口規模が小さく、乳幼児健診や子育て支援センター、幼稚園や保育園、小中学校等それぞれの年代において、子どもの状況を把握することができ、個別の対応が可能であるため、愛知県に準じた形による子どもの貧困実態調



査を実施することは考えておりません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業につきましては、各都道府県、市、福祉事務所を設置している町村において実施しております。福祉事務所を設置していない本町としましては、尾張福祉事務所が実施しているこれらの事業について、周知に努めてまいりたいと考えております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】

福祉担当部局と連携し、年度途中の受付も行っています。

入学準備金の支給については、平成29年度より開始いたしました。(平成31年度新入学児童生徒対象、平成31年2月に支給。)

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

平成28年7月より、無料塾「サポートルームさくら」を開設しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】

本町は、平成22年4月から給食費の半額負担を行っています。引き続き、子育て支援、保護者負担軽減措置として半額負担を継続してまいります。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】

町立北保育園を増改築し、平成29年度から定員を増やしました。現在、待機児童解消に向けて町立西保育園の増改築を行っております。今後は、園児数の動向を見ながら、検討していきたいと考えております。

また、今年度人材紹介を利用し、保育士確保に取り組んでいきます。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】

認可外保育施設については、設置届出後に県の実地指導調査が実施されます。その

調査結果に応じて、検討していきたいと考えております。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

給食費のうち、主食費については公費負担としております。保育所では免除、幼稚園ではR1.9までは1月850円、R1.10からは1月650円上限で補助をしております。副食費については、国の基準と同様に、360万円未満相当世帯及び第3子以降の軽減を実施します。

なお、無償化以前の利用者負担を上回ることはいない金額設定をしております。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】

障がい者が地域で安心して生活するための地域における生活の場として、町内の社会福祉法人が令和2年4月のグループホーム開所に向けて準備を行っており、本町は当該社会福祉法人に対し補助金を助成する等の支援を行っております。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】

居宅介護・重度訪問介護の申請があった場合には、その申請内容やサービス等利用計画の内容を勘案し、必要とする時間数を支給決定しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】

国の制度である同行援護及び行動援護と同様に、移動支援の通園・通学・通所・通勤での利用や入所施設入所者への支給につきましては、現在のところ考えておりません。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】

移動支援における診断・治療及び院内での待ち時間に対する報酬は、認めております。

入院中のヘルパー派遣につきましては、国が設定する基準により、体位交換や意思疎通支援などに限っては認められる場合もありますが、現在のところ国の設定する基準が適切であるものと考えており、現段階において、認めていく考えはありません。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

現在のところ国の設定する利用者負担が適切であるものと考えており、町独自で実施し

ていく予定はありません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

年齢到達と同時に一律に介護保険利用に移行させておりません。

- 2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】

国の介護保険利用を優先させる施策を念頭に置きながら、障がい者本人の意向をお聞きしながら、制度の内容を丁寧に説明し、障がいの特性に合わせて適切なサービスを提供していきたいと考えております。

- 3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

国の社会保障政策に関することであり、町単独による補助を行う考えはありませんが、機会がありましたら国や県へ要望していきたいと考えております。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

報酬単価の引き上げにつきまして、町単独による補助は、現在のところ考えておりませんが、機会がありましたら国や県へ要望していきたいと考えております。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者インフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種の助成制度については考えていません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者肺炎球菌予防接種については、平成26年10月から定期接種となり、一部負担金を2,000円で、生活保護・非課税世帯の方には全額助成を行っていますが、一部負担金の引き下げについては、考えていません。

定期接種対象者以外の方に対しての任意予防接種事業については、令和元年度から66歳以上の方で過去に高齢者肺炎球菌を自費で接種し、5年経過した方は助成対象としています。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】

産婦健診の助成事業については、平成26年度から助成対象を1回として実施していますが、2回実施については、1回目の結果を検証する中で検討していきたいと考えています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊婦歯科健診については、平成19年度から医療機関にて実施していますが、産婦健診については考えていません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

歯科衛生士の常勤配置については、考えていません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答】

現在、町から個別に要望等を行う予定はありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】

国保運営の安定化、財政基盤の強化に資する保険者支援について、機会を捉え要望していきたいと考えています。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

国の動向を見守っていききたいと考えています。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

国の動向を見守り、機会があれば提出したいと考えております。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】

機会を捉えて要望したいと考えています。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】

現在、要望等を行う予定はありません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】

子ども医療を始めとする福祉医療制度について、持続可能な制度とすることを目的として県と市町村で構成する「福祉医療制度に関する勉強会」で研究を深めていくことになっていきますので、その動向を見守りたいと思います。

### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

平成30年度の国保制度改正により、県が財政運営の責任主体となっていることから、町から要望等を行う予定はありません。

以上